

# 農林水産商工委員会資料

## (農林水産部所管分)

### ■付託議案

#### 【一般事件案】

- ①第145号議案 公の施設の指定管理者の指定について … P 1 ~ 2  
《島根県花振興センター花ふれあい公園》
- ②第147号議案 変更契約の締結について … P 3  
《西郷大橋地区 県営ふるさと農道整備事業》

#### 【予算案】

- ①第129号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第9号)〈関係分〉 }  
②第150号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第10号)〈関係分〉 } … P 4 ~ 12

### ■報告事項

- ①次期特定鳥獣保護・管理計画(R4~R8年度)について … P13 ~ 14
- ②新規就農者のGAP認証取得指導状況について … P15
- ③「島根県果樹農業振興計画」及び「島根県花き振興方針」の策定について … P16 ~ 18
- ④燃油価格高騰対策について(農業・漁業) … P19 ~ 20

令和3年12月14日・15日  
農 林 水 産 部



公の施設の指定管理者の指定について（島根県花振興センター花ふれあい公園）  
（第145号議案：関係資料）

産地支援課

1 指定管理者の候補者

特定非営利活動法人 国際交流フラワー21

2 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

3 指定管理料

提案のあった年間指定管理料の額 83,800千円・・・債務負担予定額

指定期間	H29～R3	R4～R8	増減	主な理由
指定管理料 (年間：税込)	84,501千円 ※R3 予定	83,800千円	-701千円	管理経費の節減

4 選定経過

(1) 募集期間

令和3年8月5日（木）から10月1日（金）まで

(2) 申請団体

特定非営利活動法人 国際交流フラワー21 1団体のみ

(3) 選定方法

①選定機関

花ふれあい公園指定管理者選定委員会（令和3年11月5日）を開催し、指定管理候補者を選定。

②審査結果

5名の選定委員による平均評価点は合格点を満たしており、かつ、出席選定委員全員の同意に基づき、指定管理者の候補者として選定した。

③選定理由

○県内でみられる四季折々の花きの植栽展示をはじめ、各種イベントや体験講座、島根の花の情報発信など、花と自然に親しめる魅力ある公園づくりを目指した提案である。

○公園の管理運営をはじめ各種企画に、地元団体との連携を積極的に取り入れた提案となっており、地域に愛される公園づくりが期待できる。

○植栽する花壇苗及び鉢苗は、広く県内の花き生産者から調達する計画であり、県内花きの生産振興に寄与できる提案となっている。

5 今後のスケジュール

花ふれあい公園の管理に関する基本協定を令和4年4月1日付けで締結。

# 花ふれあい公園（しまね花の郷）の概要

産地支援課

## 1 施設の目的

花ふれあい公園は、多くの県民が花にふれあい、花に学ぶ等の各種体験を通じて、園芸及び自然に興味を抱くような公園とすること並びに花きの普及PR、消費拡大の啓発、花育活動等を行うことにより、島根県の花き産業・文化の振興を図ることを目的とした施設である。

花ふれあい公園については平成16年4月から、県民のサービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理制度を導入している。

## 2 施設の概要

- (1) 所在地 出雲市西新町2丁目（農業技術センター隣）
- (2) 規模 約4ha
- (3) 事業費 19億円（H12～H15）
- (4) 開園 平成16年4月24日
- (5) 主要施設 本館棟（635㎡）、温室棟（683㎡）
- (6) 植栽植物 樹木類約150種、草花類約400種、年間12万本程度の花を植栽



## 3 管理運営

- (1) 管理運営主体 「指定管理者制度」によりNPO法人「国際交流フラワー21」に管理運営を代行させる。（第1期指定期間：H16～H18、第2～4期：H19～R3）
- (2) 管理基準
  - ① 入園料 一般：大人200円、小人100円（団体割引有）  
年間パスポート：大人1,000円、小人500円
  - ② 開園時間 [3月～11月] 9時30分から17時  
[12月～2月] 9時30分から16時30分
  - ③ 休園日 3月1日から11月30日までの期間を除く火曜日  
年末年始（12月29日～1月3日）

## 4 入園者等実績

年度	入園者数 (人)	年度	入園者数 (人)	年度	入園者数 (人)
H16	111,104	H22	62,755	H28	60,285
H17	73,169	H23	62,709	H29	65,771
H18	59,378	H24	67,702	H30	66,983
H19	61,405	H25	56,827	R1	78,856
H20	59,198	H26	65,446	R2	43,665
H21	65,980	H27	63,421		

※H16のみ4/24～3/31の実績

変更契約の締結について

農林水産部農地整備課

番号	工事名	位置	工事の概要	工期
第147号	西郷大橋地区 県営ふるさと農道整備事業 本橋耐震補強工事	隠岐郡 隠岐の島町 港町地内外	橋長271m 耐震補強工事	R3.12.27
	変更の概要			変更理由
	契約	契約の相手方		
	・契約金額の変更 1,789,027,900円 ↓ 1,879,849,400円 (90,821,500円増額)	ショーボンド建設(株) ・(株)横河ブリッジ特別共同企業体  代表者 広島市佐伯区皆賀三丁目2番30号 ショーボンド建設株式会社 中国支店 支店長 平尾 兼作  構成員 広島市南区京橋町1番23号 株式会社横河ブリッジ 広島営業所 所長 宮本 弘幸  (R3.10.7仮契約)		主な理由 1. 経年劣化による部材の破損、変形や腐食への対策の実施に伴う増額 (21,047千円の増)  2. 工事発注後の制度導入等により、実績を基に追加  ・熱中症対策に伴う増額 (1,885千円の増)  ・週休2日の実施に伴う増額 (67,889千円の増)

## 農林水産部 令和3年度11月補正予算（初日提案：通常分）の概要

### 1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
款2. 総務費	12,747	0	12,747	100.0
款6. 農林水産業費	47,212,211	37,564	47,249,775	100.1
款11. 災害復旧費	6,640,716	0	6,640,716	100.0
部合計	53,865,674	37,564	53,903,238	100.1

### 2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,340,690	0	4,340,690	100.0
	農業経営課	5,038,581	0	5,038,581	100.0
	産地支援課	3,237,079	7,256	3,244,335	100.2
	農畜産課	4,017,608	0	4,017,608	100.0
	しまねブランド推進課 （農林水産業費）	143,768	0	143,768	100.0
	農村整備課	3,499,632	0	3,499,632	100.0
	農地整備課	12,874,333	0	12,874,333	100.0
	（小計）	33,151,691	7,256	33,158,947	100.0
林 業	林業課	4,820,690	0	4,820,690	100.0
	森林整備課	10,610,724	0	10,610,724	100.0
	（小計）	15,431,414	0	15,431,414	100.0
水 産 業	水産課	3,779,313	30,308	3,809,621	100.8
	沿岸漁業振興課	1,503,256	0	1,503,256	100.0
	（小計）	5,282,569	30,308	5,312,877	100.6
部合計	53,865,674	37,564	53,903,238	100.1	

### 3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
農林漁業改善資金	660,611	0	660,611	100.0
中海水中貯木場	17,054	0	17,054	100.0
部合計	677,665	0	677,665	100.0

## 令和3年度11月補正予算(初日提案:通常分) 農林水産部 課別一覧表

### (1) 産地支援課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	3,237,079	7,256	3,244,335	<b>[財源] 県 7,256</b>
1 花ふれあい公園事業費	85,135	7,256	92,391	

### (2) 水産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	3,779,313	30,308	3,809,621	<b>[財源] 県 30,308</b>
1 穴道湖自然館管理運営費	122,187	30,308	152,495	

## 指定管理施設に係る新型コロナウイルス感染症対策

産地支援課、水産課

新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のため環境整備を図る。

- 1 花ふれあい公園 予算額 7,256千円
  - ・熱交換気ユニットの設置 400千円  
二酸化炭素濃度を検知し自動で換気する熱交換ユニットを園芸教室に整備
  - ・屋外遊具の新設・修繕及び抗菌コーティング 6,856千円  
子ども広場の利用者増加に対応するため屋外遊具を整備
- 2 宍道湖自然館 予算額 30,308千円
  - ・大型ディスプレイの設置 4,406千円  
来館者の間隔を確保するため大型ディスプレイを整備
  - ・お弁当広場の東屋及びベンチの新設・更新 19,192千円  
屋内の密回避等のため、屋外に東屋、休憩スペース及びベンチを整備
  - ・高額紙幣対応自動券売機 6,710千円  
窓口での対人接触機会の減少

## 農林水産部 令和3年度11月補正予算（中日提案分）の概要

### 1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
款2. 総務費	12,747	0	12,747	100.0
款6. 農林水産業費	47,249,775	4,491,099	51,740,874	109.5
款11. 災害復旧費	6,640,716	0	6,640,716	100.0
部合計	53,903,238	4,491,099	58,394,337	108.3

### 2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	4,340,690	0	4,340,690	100.0
	農業経営課	5,038,581	0	5,038,581	100.0
	産地支援課	3,244,335	0	3,244,335	100.0
	農畜産課	4,017,608	0	4,017,608	100.0
	しまねブランド推進課 (農林水産業費)	143,768	0	143,768	100.0
	農村整備課	3,499,632	1,569,550	5,069,182	144.8
	農地整備課	12,874,333	632,900	13,507,233	104.9
	(小計)	33,158,947	2,202,450	35,361,397	106.6
林 業	林業課	4,820,690	0	4,820,690	100.0
	森林整備課	10,610,724	1,322,900	11,933,624	112.5
	(小計)	15,431,414	1,322,900	16,754,314	108.6
水 産 業	水産課	3,809,621	965,749	4,775,370	125.4
	沿岸漁業振興課	1,503,256	0	1,503,256	100.0
	(小計)	5,312,877	965,749	6,278,626	118.2
部合計	53,903,238	4,491,099	58,394,337	108.3	

### 3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
農林漁業改善資金	660,611	0	660,611	100.0
中海水中貯木場	17,054	0	17,054	100.0
部合計	677,665	0	677,665	100.0

## 4 内訳

### (1) 公共事業 (①～⑤の計)

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
公共事業 (①～⑤の計)	27,092,676	4,491,099	31,583,775	116.6

#### ① 補助公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農畜産課	175,854	0	175,854	100.0
農村整備課	2,546,539	1,569,550	4,116,089	161.6
農地整備課	4,606,796	632,900	5,239,696	113.7
森林整備課	3,381,147	1,322,900	4,704,047	139.1
水産課	2,043,426	965,749	3,009,175	147.3
合計	12,753,762	4,491,099	17,244,861	135.2

#### ② 県単公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	73,271	0	73,271	100.0
農地整備課	1,293,627	0	1,293,627	100.0
森林整備課	280,110	0	280,110	100.0
水産課	177,238	0	177,238	100.0
合計	1,824,246	0	1,824,246	100.0

#### ③ 受託事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	63,000	0	63,000	100.0
農地整備課	182,500	0	182,500	100.0
水産課	15,750	0	15,750	100.0
合計	261,250	0	261,250	100.0

④ 災害関連公共事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農地整備課	1,195,000	0	1,195,000	100.0
補助	339,000	0	339,000	100.0
県単	856,000	0	856,000	100.0
森林整備課	4,524,400	0	4,524,400	100.0
補助	2,907,700	0	2,907,700	100.0
県単	1,616,700	0	1,616,700	100.0
水産課	138,000	0	138,000	100.0
補助	89,000	0	89,000	100.0
県単	49,000	0	49,000	100.0
合計	5,857,400	0	5,857,400	100.0
補助	3,335,700	0	3,335,700	100.0
県単	2,521,700	0	2,521,700	100.0

⑤ 災害復旧事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農地整備課	4,576,928	0	4,576,928	100.0
森林整備課	1,620,000	0	1,620,000	100.0
水産課	199,090	0	199,090	100.0
合計	6,396,018	0	6,396,018	100.0

○地方債 ※議案その六 P11

(変更分) 土地改良事業債 ほか 4 件

## 令和3年度11月補正予算(中日提案分) 農林水産部 課別一覧表

### (1) 農村整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	3,499,632	1,569,550	5,069,182	<b>[財源]国 908,100 分・負 187,925 県債 473,500 県 25</b>
1 経営体育成基盤整備事業費	1,087,415	1,529,850	2,617,265	
2 農業集落排水事業費	78,700	39,700	118,400	

### (2) 農地整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	12,874,333	632,900	13,507,233	<b>[財源]国 319,250 分・負 44,700 県債 268,900 県 50</b>
1 基幹農道整備事業費	635,400	73,500	708,900	
2 一般農道整備事業費	408,500	126,000	534,500	
3 農道保全対策事業費	454,100	120,750	574,850	
4 県営水利施設等保全高度化事業費	598,421	78,750	677,171	
5 団体営農道保全対策事業費	0	5,000	5,000	
6 地すべり対策事業費	548,705	228,900	777,605	

### (3) 森林整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
<b>総計</b>	10,610,724	1,322,900	11,933,624	<b>[財源]国 628,000 分・負 27,000 県債 667,800 県 100</b>
1 県営林道整備事業費	1,683,100	283,400	1,966,500	
2 山地治山総合対策事業費	670,600	1,039,500	1,710,100	

## (4) 水産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,809,621	965,749	4,775,370	[財源]国 543,766 県債 421,800 県 183
1 広域漁港整備事業費	282,692	204,750	487,442	
2 離島広域漁港整備事業費	122,974	31,500	154,474	
3 地域水産物供給基盤整備事業費	10,250	210,000	220,250	
4 離島水産物供給基盤機能保全事業費	198,980	456,499	655,479	
5 漁港機能増進事業費	0	63,000	63,000	

**○債務負担行為補正** ※議案その二 P15  
 (追加分) 花ふれあい公園管理運営事業費

**○繰越明許費補正**

【一般会計】

(単位：千円)

課名	繰越限度額	第129号議案 (初日) 11月25日 提案分	第150号議案 (中日) 12月10日 提案分	件数		繰越理由					
						補助決定遅延	用地買収遅延	資材入手困難	関連事業遅延	設計変更	その他
農林水産部計	8,491,576	3,918,677	4,572,899	(初日)	129	0	25	0	12	92	0
				(中日)	85	83	0	0	0	2	0
農村整備課	1,940,050	370,500	1,569,550	(初日)	5	0	0	0	0	5	0
				(中日)	15	15	0	0	0	0	0
農地整備課	2,081,830	1,448,930	632,900	(初日)	23	0	3	0	2	18	0
				(中日)	17	17	0	0	0	0	0
森林整備課	2,768,143	1,445,243	1,322,900	(初日)	86	0	22	0	8	56	0
				(中日)	40	40	0	0	0	0	0
水産課	1,701,553	654,004	1,047,549	(初日)	15	0	0	0	2	13	0
				(中日)	13	11	0	0	0	2	0

## 次期特定鳥獣保護・管理計画（R4～R8年度）について

農林水産総務課鳥獣対策室

### 1 特定鳥獣保護・管理計画

- 鳥獣保護管理法に基づき、都道府県が野生鳥獣の保護管理の方針を定める計画を策定
- ツキノワグマについては西中国地域個体群として、広島、山口、島根の3県共同で計画を策定しており、次期計画では第2種特定鳥獣管理計画を策定
- イノシシ、ニホンジカについては、第2種特定鳥獣管理計画を策定し、狩猟期間の延長、狩猟具の規制緩和などを引き続き実施し捕獲を推進

### 2 次期計画のポイント

#### ○ツキノワグマ（第2種管理計画）

- ・ゾーニング管理による人身被害等の防止と被害軽減、及び保護地域内での地域個体群の維持の両立を目指すことを目的とする。

項目	次期計画 (管理計画)	現行計画 (保護計画)
生息頭数 管理	<u>生息頭数の維持</u> 推定生息頭数 1,307 頭 (中央値)	生息頭数の増加 推定生息頭数 850 頭 (中央値)
生息域管理	<u>生息域の拡大防止</u>	生息域の維持
管理手法	ゾーニング管理 (3ゾーン) 保護地域  緩衝地帯  <u>排除地域 (従来の防除地域で除去を行うことで、市街地・住宅地への侵入を防止)</u>	ゾーニング管理 (4ゾーン) 保護地域 (奥山等のクマの主要生息地)  緩衝地帯 (保護、排除地域の外周部)  防除地域 (農地等)  排除地域 (市街地・住宅地)
捕獲上限目安値	<u>135 頭/年・3 県</u>	80 頭/年・3 県

○イノシシ（第2種管理計画）

項目	次期計画	現行計画
推定生息頭数	R1 年度末 33,885 頭 (中央値)	H26 年度末 47,000 頭 (中央値)
捕獲目標	有害捕獲 12,000 頭 狩猟 4,000～6,000 頭	有害捕獲 9,000 頭 狩猟 6,000 頭
被害防止	集落ぐるみの被害対策を推進	

○ニホンジカ（第2種管理計画）

北山・湖北地区

項目	次期計画	現行計画
推定生息頭数	R2 年度末 1,404 頭 (中央値)	H27 年度末 1,891 頭 (中央値)
管理目標・捕獲目標	北山地区：管理目標 180 頭 湖北地区：生息状況調査等により目標設定	北山地区：管理目標 180 頭 湖北地区：頭数制限を設けず捕獲
被害防止・推進体制	北山地区：生息目標頭数 180 頭に向けた捕獲の推進 湖北地区：出雲市、松江市と連携した捕獲の実施	

中国山地

項目	次期計画	現行計画
推定生息頭数	R2 年度末 2,990 頭 (中央値)	H26 年度末 1,112 頭 (中央値)
捕獲目標	生息状況調査等により目標設定	頭数制限を設けず捕獲を実施
被害防止・推進体制	県境市町村と連携し、ハザードマップ等を活用した捕獲を実施	市町村等との連携を図りながら、シカ対策に係る組織体制の強化を図る

### 3 計画策定までの予定

- 1 2 ～ 1 月 計画案の説明（市町への説明 ※必要に応じて地域へ説明）  
島根県環境保全審議会諮問  
パブリックコメント
- 1 ～ 2 月 意見照会（市町村・関連団体等）  
3 月 議会報告  
島根県環境保全審議会答申  
計画策定（県報告示）

○ツキノワグマの管理計画については、広島県、山口県と同調して計画を策定

## 新規就農者のGAP認証取得指導状況について

農林水産部  
[産地支援課]

### 1 新規就農者のGAP指導対象者数（令和3年10月末）

	就農年度								合計
	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	
GAP認証取得指導 対象の新規就農者	8	24	19	14	8	15	20	5	113

### 2 認証取得状況について（令和3年10月末）

すでに美味しまねゴールドを取得した新規就農者 34名  
認証取得見込みの新規就農者（申請書提出済） 36名

### 3 指導の進捗状況について

新規就農者の指導の進捗状況（GAP指導担当普及員による評価）

分類	A	B	C	新規	合計
認証取得指導中の新規就農者	8	81	8	16	113

新規農業者それぞれの指導の進捗状況を3段階で評価

A：予定より早く進んでいる

B：予定どおりに進んでいる

C：予定より遅れている

新規：今年度から事業の対象となりこれから指導を開始する人

※Cの方への対応方針

- ・天災、病気等で遅れている農業者（7名）は、取得スケジュールの再調整を実施。
- ・取組が遅れている農業者等（1名）に対しても、今年度末までに認証準備が完了するよう指導を実施。

### 4 認証取得者への対応

- ・認証取得者は、美味しまね認証マークを出荷物に貼付して販売することが可能となる。
- ・小売店従業員に対する出前授業や産地視察を実施したことで、出雲市内のスーパーでは、新たな取引もはじまり、美味しまね認証コーナーを設置。

「島根県果樹農業振興計画」および「島根県花き振興方針」の策定について

農林水産部  
[産地支援課]

1. 「島根県果樹農業振興計画」および「島根県花き振興方針」の策定について

- ・ 「島根県果樹農業振興計画」（平成29年3月）は、農林水産大臣が定める「果樹農業振興基本計画」に即して定めることとされており、令和2年4月に同基本計画が定められたことから、「島根県果樹農業振興計画」の策定（見直し）を実施。
- ・ 「島根県花き振興方針」は、農林水産大臣が定める「花き産業及び花きの文化振興に関する基本方針」に即して定めることとされており、令和2年4月に同基本方針が定められたことから、「島根県花き振興方針」の策定（見直し）を実施。

2. 策定状況

- ・ 11月に県内果樹産地、花き産地の状況、今後の振興方針等をヒアリング
- ・ ヒアリング結果等をもとに計画素案を作成中

3. 計画のポイント（案）

（1）島根県果樹農業振興計画

- ・ 全国的に生産面積が減少する一方、価格は上昇する傾向にあり、生産力を維持していくことが重要。
- ・ 県内果樹産地では、新規就農者の確保等により生産面積の減少は緩やかになりつつあるものの、依然として減少傾向であり、産地を支える担い手の確保や規模拡大を推進。
- ・ 担い手の経営安定のため、優良系統への改植・新植や省力化技術等の導入を推進。
- ・ 市場での値決め販売の拡大やあんぼ柿等加工販売の取組を推進。

（2）島根県花き振興方針

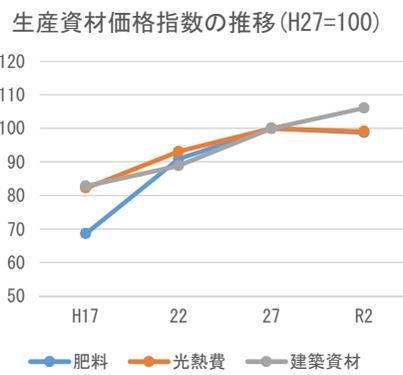
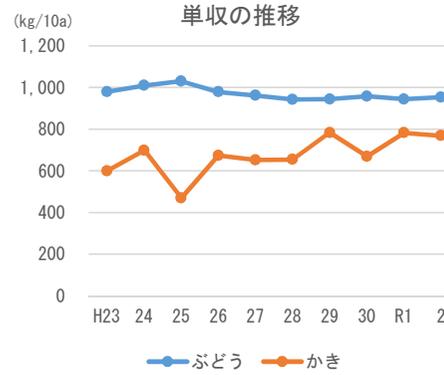
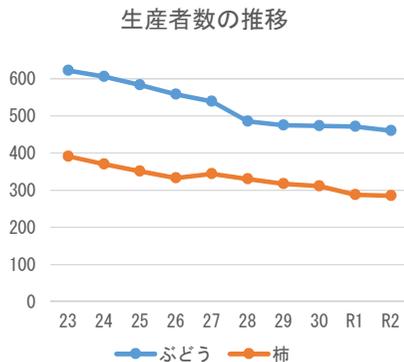
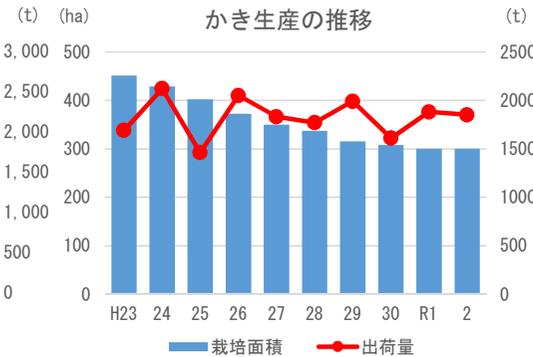
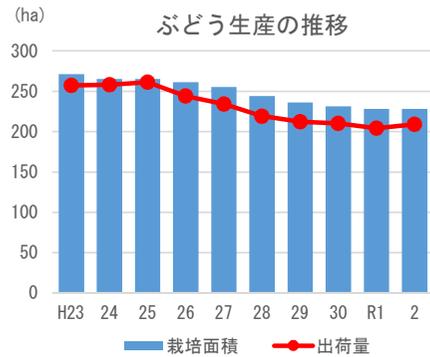
- ・ 花きの需要低下や新型コロナウイルスの影響等により主要品目の生産が10年前と比べ半分近くに減少。一方、商品力の高いアジサイは増加傾向。
- ・ 花き産地自らが研修施設等を整備し、新規就農者確保に向けた取組を行う動きが出始めており、こうした取組を支援。
- ・ 担い手の経営安定のため、新品種導入や栽培技術改善に向けた取組を支援。
- ・ 生産者、生花店、関係機関で構成する「島根の花振興協議会」で生販連携して生産・販売対策を検討。

4. 今後のスケジュール

令和4年 1月～ 産地・団体への意見聴取、計画・方針案の修正  
3月 計画公表

# 島根県果樹農業振興計画（令和4年度～令和13年度）の概要（案）

## 果樹農業の現状と課題



①生産面積の減少

- 生産者の高齢化に伴い、生産面積、生産者数が減少
- 新規就農者の確保や園地の流動化により、生産面積の減少は緩やかになりつつある

②生産性の低下

- ぶどうでは樹体の老木化等により生産力が低下しつつあり、優良系統等への改植・新植を推進（5年間で36ha実施）
- 資材費、燃料費が高騰しており、経営を圧迫

③販売

- ほとんどが市場出荷だがぶどうでは一部契約的取引を実施（17%が値決め販売）
- 柿ではあんぼ柿の生産拡大が進んでおり、安定的な販売が拡大（H28:58→R2:77万個）

※ぶどうでは老木化により生産性が低下。  
かきでは優良系統への接木更新やリース団地整備により樹の若返りが図られたため生産性が向上。

出典 栽培面積、出荷量、単収：農林水産省「作況調査（果樹）」  
生産者数：JA調べ  
新規就農者数：島根県農業経営課調べ  
生産資材価格指数：農林水産省「農作物価統計調査」

## 振興対策

### 産地の中核となる担い手の確保・育成を推進

①担い手の確保・育成

- リースハウスやリースほ場の整備を促進
- 廃園や遊休施設の活用等、園地の流動化による経営基盤の継承
- ICTを活用した客観的栽培管理
- 美味しまね認証（GAP）の取組による経営改善
- 農業経営収入保険等セーフティネットへの加入促進（現在140経営体が収入保険に加入）

②生産性の向上

- 優良系統や抵抗性品種等への改植・新植の推進
- 変温管理技術やジベレリン1回処理、ICT技術など省力・低コスト化技術の導入度を推進
- 県オリジナル品種「神紅」や柿のわい性台木の導入促進

③販売

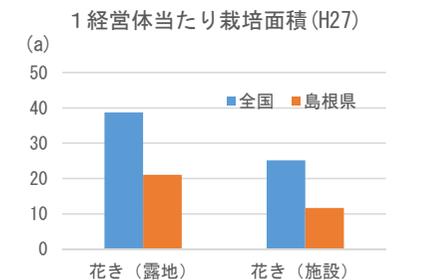
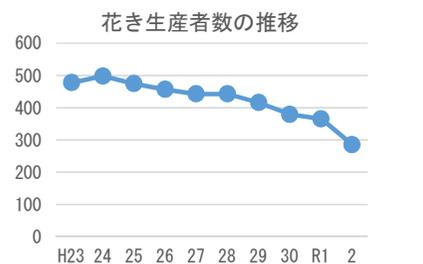
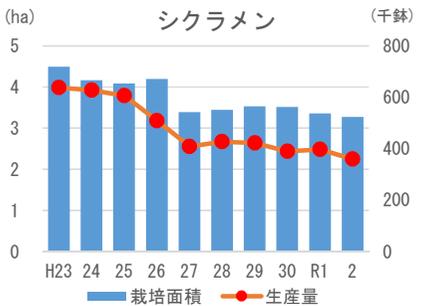
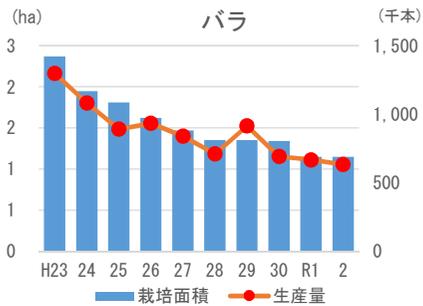
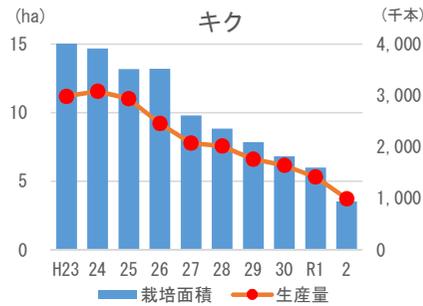
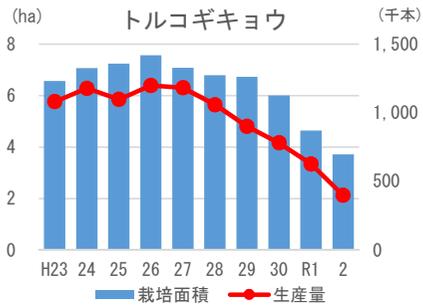
- 産地が行う値決め販売や契約的販売の取組を支援
- あんぼ柿等加工販売の取組を支援
- ウィズコロナでの多様な販売の取組を支援
- GAP認証農産物の販売環境を整備

### 振興目標（R13）

ぶどう	: 207ha (R2年186ha)
かき	: 141ha (R2年105ha)
いちじく	: 19ha (R2年 18ha)
なし	: 25ha (R2年 25ha)

# 島根県花き振興方針（令和4年度～令和13年度）の概要（案）

## 花き農業の現状と課題



### ①生産の減少

- 生産者の高齢化等に伴いほとんどの品目で生産面積、生産量が10年前から半減。最近ではコロナ禍によりさらに生産が低下傾向
- シクラメンの補完品目のアジサイは県オリジナル品種を中心に生産が増加傾向
- 生産者は10年前の6割まで減少。新規就農者は10年間で23人、直近5年間では8人にとどまっている

### ②脆弱な経営基盤

- 1経営体当たりの栽培面積は全国平均の半分程度であり、小規模生産者が太宗を占める構造
- さらに近年の資材費、燃料費の高騰が経営を圧迫

### ③販売

- ほとんどが市場出荷だがシクラメンやアジサイでは市場との値決め販売を実施
- ボタンはオランダ、北米を中心に輸出を行っているが減少傾向

### ④花きの振興体制

- 生産者、生花店、市場、関係機関で構成する「島根の花振興協議会」でイベントや花育の活動を実施
- 令和3年度から協議会で花きの振興品目等を協議し、新品種導入等の実証を支援

出展 面積、生産量、農家数：島根県調べ  
1経営体当たり栽培面積：農業センサス

## 振興対策

### 産地の中核となる担い手の確保・育成を推進

#### ①担い手の確保・育成

- ハウスや機械の整備を促進
- 産地が行う新規就農者確保のための研修体制の整備や実施を支援
- I C Tを活用した客観的栽培管理
- 農業経営収入保険等セーフティネットへの加入促進  
(現在41経営体が収入保険に加入)

#### ②生産性の向上

- 産地が行う新品種の導入や栽培技術改善に向けた実証試験等を支援
- 変温管理技術やI C T技術など省力・低コスト化技術の導入を推進

#### ③販売

- 生産者、生花店、関係機関で構成する「島根の花振興協議会」で販連連携した生産・販売対策を検討
- 出荷経費削減のための出荷体制の構築や資材の統一等を支援

#### ④花き文化の振興

- 「しまね花の郷」で花きに親しむ機会を提供
- 「島根の花振興協議会」で花きに親しむイベントや花育の取組を実施



担い手の経営安定・拡大を通じて産地の維持・発展を支援し、現在の生産を維持

## 燃油価格高騰対策について（農業）

産地支援課

### 1. 農業における原油価格高騰の影響

- ・ 原油価格の高騰は、ハウスビニールなどの資材費や運送コストの上昇にもつながり、広範囲にわたる経営への影響が想定される
- ・ とりわけ、施設園芸で使用する燃油量は大きく、直接的に農業者の経営へ影響することから、国においてセーフティーネットが設けられている

### 2. 施設園芸セーフティーネット構築事業の概要

- ・ 施設園芸を行う農業者と国が1：1で資金を積み立て、A重油等の価格が発動基準（令和3年度：83.1円/L）を越えた場合、農業者に補てん金が交付される
- ・ 補填金は、基本的に購入数量の70%まで補填。ただし、以下の特例がある
  - ※特例1：燃油価格が昨年加温期間の平均価格より11%以上高騰した場合、補填対象数量を100%に引き上げ（令和3年度の特例措置単価90.6円/L）
  - ※特例2：当該月の気温が平年を下回った場合、補填対象数量を段階的に引き上げ（気温差-0.4℃までは80%、-0.9℃までは90%、-1.0℃以上は100%）

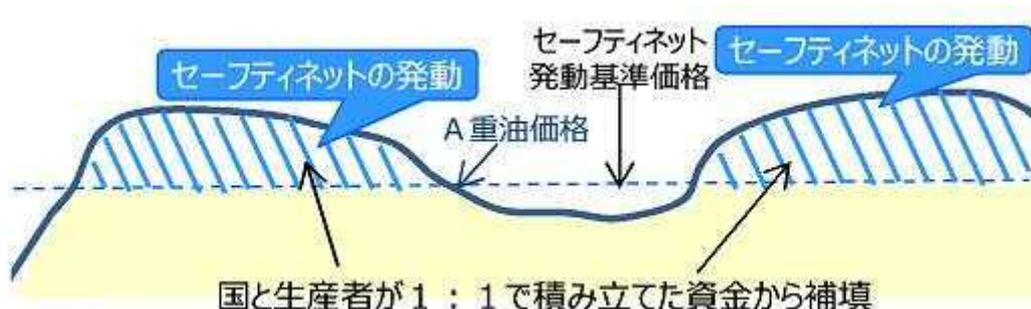
### 3. 加入要件

- ・ 事業参加者が3戸以上の団体、または、常時従業者が5名以上の経営体
- ・ 燃油使用量15%以上削減などの省エネルギー計画を定め、達成が確実であること

### 4. セーフティーネット加入率

- ・ 花き生産者16名が事業を活用。加入率は面積ベースで3.1%にとどまっている（加入面積429a÷燃油加温面積13,762a）
- ・ 現在、国が今年度の事業実施者の募集を行っており、県で農業者への周知活動を進めているところ。今後、相当数の加入者増加が見込まれる

<参考：セーフティーネット発動のイメージ>



## 燃油価格高騰対策について（漁業）

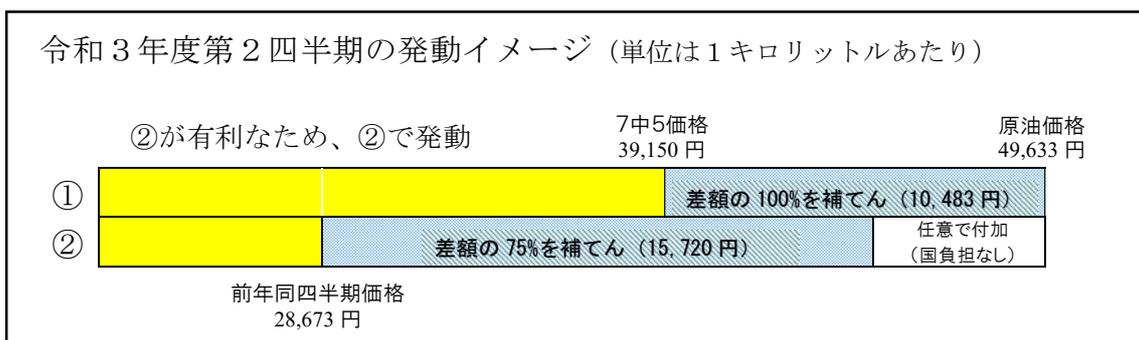
沿岸漁業振興課

### 1. 漁業における原油価格高騰の影響

- ・ 原油価格の高騰は魚箱などの資材費や運送コストの上昇にもつながり、広範囲にわたる経営への影響が想定される
- ・ 経費に占める燃油の割合が大きい漁業では、すでに高騰の影響が出ているが、その影響を緩和するため、国においてセーフティーネットが設けられている

### 2. 漁業経営セーフティーネット構築事業の概要

- ・ 漁業者と国が資金を積み立て、四半期ごとの原油価格が、以下のいずれかを満たせば、漁業者に補てん金が交付される
  - ①発動の基準となる価格（7中5平均原油価格※1）を超過
  - ②一定期間に急激な上昇（直前四半期または前年同四半期から120%以上の上昇）ただし※1の85%を超えている場合に限る
- ※1 過去7年間の各月平均価格から、高値12月と低値12月を除いた5年分の平均値
- ・ 補てん金は、原則、漁業者と国が1：1の割合で負担
  - ①の場合 差額の100%×燃油購入実績
  - ②の場合 差額の75%×燃油購入実績
    - ②の特例 残りの25%を加入者の判断で付加できる（国負担なし）
- ①、②いずれも満たす場合は、単価の高いほうが発動



### 3. セーフティーネット加入状況

- ・ 県内593件の漁業経営体が活用
- ・ 価格高騰の影響が大きい漁業経営体は100%加入（まき網、底びき網、定置網、かご）
- ・ 国の補正予算において追加の資金造成が予定されており、この事業による補てん金が確実に交付されることが重要